

## 豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、小中学校の文化的大会選手派遣事業（以下「選手派遣事業」という。）に要する経費を補助することにより、文化的活動を奨励し、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 正規部活動とは、豊田市立小中学校における部活動の一環として認められる事業をいう。
- (2) 準部活動とは、豊田市立小中学校と地域が協調し、一体となって活動しており、正規部活動に準じた活動として認められる事業をいう。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市小中学校文化的部活動実行委員会とする。

### (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 豊田市教育委員会、愛知県教育委員会又は補助事業者が主催又は後援する大会への選手派遣事業。
- (2) 前号に規定する大会以外で、市の代表として出場する大会への選手派遣事業。ただし、東海大会以上の大会に限る。
- (3) その他市長が特に必要と認めた大会への選手派遣事業。

2 前項の補助事業における派遣児童生徒は、次の各号を全て満たす部活動に所属する者をいう。

- (1) ひとつの豊田市立小中学校に在籍する児童生徒のみで構成された部活動、又は複数校合同チームとして出場する部活動。
- (2) 指導者が当該学校の教職員又は部活動指導員（豊田市会計年度任用職員）であり、日常的に指導を行っている部活動。
- (3) 大会中の児童生徒の引率者に当該学校の教職員又は部活動指導員を含む部活動。
- (4) 他の団体から補助金等の交付を受けていない部活動。ただし、当該学校関係の団体を除く。

### (補助対象経費)

第6条 補助対象経費は次の各号の規定による。

- (1) 大会に直接参加する児童又は生徒の交通費。

- (2) 県外で実施される大会に直接参加する児童生徒の宿泊費。
  - (3) 楽器等大会出場に必要な資材の運搬費。
  - (4) 大会中止の場合における第1号から第3号までのキャンセル料。
- 2 前項に掲げる交通費は次の各号の規定による。
- (1) 公共交通機関を利用する場合は次のとおりとする。
    - ア 学校の最寄駅等から大会会場の最寄駅等までの公共交通機関の往復運賃を対象とする。
    - イ 乗車及び降車する駅等が選手の在籍する学校の学区内にある場合は補助対象外とする。
    - ウ 公共交通機関の運賃については、子ども料金等の割引が適用される場合はその額をもとに算出する。
    - エ 航空機の利用はやむを得ないと認められる場合に限り補助対象とする。
  - (2) バス等車両借上料及びタクシー代は学校から大会会場までの合理的な経路に係る運賃を補助対象とする。
  - (3) 保護者等が自家用車等により送迎する場合の燃料費及び有料道路代等経費は補助対象外とする。
- 3 第1項に掲げる宿泊費は次の各号の規定による。
- (1) 大会の開会式又は大会要項に規定される公式練習日から競技に出場する日の前日までの宿泊費。ただし、表彰等により該当する登録選手が参加を必要とする閉会式等については、その前日までの宿泊費。
  - (2) 公共交通機関を利用する場合において、学校の最寄駅等を午前6時30分に出発しても大会の受付及び大会要項に規定される公式練習への参加が困難な場合の前乗りに係る宿泊費。
  - (3) 自家用車等により送迎する場合は、前乗りに係る宿泊費は対象外とする。
  - (4) 大会会場が三重県、岐阜県、長野県又は静岡県の場合は、真にやむを得ない場合を除き対象外とする。
- 4 第1項に掲げる運搬費は次の各号の規定による。
- (1) 学校から大会会場までの輸送費及び資材を運搬するための車両借上料を対象とする。
  - (2) 自家用車等により児童生徒、保護者又は引率者が自ら運搬する場合の経費は対象外とする。  
(補助金額)
- 第7条 補助金額は次の各号の規定による。
- (1) 前条第1項の補助対象経費の実費と別表第1の算定基準による額を項目ごとに比較し、いずれか低い額の合計とする。
  - (2) 準部活動においては、前項により算定した金額に5/10を乗じた額をもって補助金額とする。ただし、算定した補助金額に小数点未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
  - (3) 毎年度予算の定める範囲内において決定する。  
(補助の条件)
- 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、この要綱の定めに従い、その目的を達成するために効果的に補助金を運用することを条件とする。  
(交付の申請)

第9条 補助事業者は、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書及び予算書を添付し、補助事業開始日の前日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者へ通知しなければならない。

(計画変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更(廃止又は中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、承認したときは、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金実績報告書(様式第5号)に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付の方法)

第13条 市長は、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知した後、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助金交付にあつては、補助事業者の代理権授与通知書により、豊田市小中学校文化的部活動実行委員会に所属する各豊田市立小中学校に直接交付することができる。

(関係書類等の整備保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記帳し、次の各号に掲げる証拠書類帳簿等を整理して、補助事業終了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(1) 大会要項

(2) 名簿(登録選手名簿、大会に同行した児童生徒名簿、指導者及び引率者名簿)

(3) 行程表

(4) 領収書の写し。ただし、公共交通機関を利用した場合で領収書の入手が困難な場合は、公共交通機関の種類、金額及び区間等を記した学校長の証明書に替えることができる。

(5) 借り上げバスを利用した場合は、見積書(総額5万円を超える場合は2者以上。)。ただし、見積書は西三河大会以上の上位大会で緊急性が高い場合は1者でも可とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 7 条関係）

項目	分類	算定基準
交通費	公共交通機関の運賃	公共交通機関を利用する場合の最も経済的な通常の経路及び方法における運賃
	バス等車両借上料及びタクシー代	
宿泊費	夕食及び朝食両方有り	1泊11,800円、ただし別表第2の地方にあつては13,100円
	夕食又は朝食のうち一方のみ有り	1泊10,600円、ただし別表第2の地方にあつては11,900円
	夕食及び朝食両方無し	1泊9,400円、ただし別表第2の地方にあつては10,700円
楽器等の運搬費		補助上限10,000円

別表第 2（別表第 1 関係）

都道府県名	市区名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区（23区）
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市
新潟県	新潟市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
岡山県	岡山市
広島県	広島市
福岡県	福岡市、北九州市
熊本県	熊本市

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

申 請 者  
住 所  
名 称  
代表者

年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付申請書

年度において、豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額            金                                    円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 予算書

住 所  
名 称  
代表者

年度 豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金交付決定書

年 月 日付けにて交付申請のあった 年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金については、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業  
豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業
- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。  
目的以外に使用してはならない。

年 月 日

豊 田 市 長 様

申 請 者  
住 所  
名 称  
代表者

年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金計画変更  
承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のあった豊田市小  
中学校文化的大会選手派遣事業について、下記のとおり計画を変更したいので、  
豊田市補助金等交付規則第8条の規定により、承認されたく申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 予算書

様式第4号（第11条関係）

豊 発第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者

年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金変更決定  
通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した 年度豊田  
市小中学校文化的大会選手派遣事業に対する補助金については、下記のとおり変  
更交付決定したので、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により、通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

申 請 者  
住 所  
名 称  
代 表 者

年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のあった豊田市  
小中学校文化的大会選手派遣事業を完了したので豊田市補助金等交付規則第1  
0条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

2 効果

3 収支決算書

（1）歳入の部	市補助金	金	円
（2）歳出の部	選手派遣費	金	円

様式第6号（第13条関係）

豊 発第 号  
年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者

年度 豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業については、豊田市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

年 月 日

豊田市長

印

記

1 補助金の額 金 円

2 この補助金の対象となる事業  
豊田市小中学校文化的大会選手派遣事業